

能代山本広域市町村圏組合スポーツリゾートセンター公衆無線LAN利用規約

(目的)

第1条 この規約は、能代山本広域市町村圏組合（以下「組合」という。）圏域における住民、来館者等の情報の取得及び発信の利便性の向上を図るため、組合が民間のサービスを利用して整備した無線によるインターネット接続環境（以下「無線LAN」という。）の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(サービスの内容)

第2条 無線LANを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次条に規定する場所において無線LANを利用してインターネットに接続することができる。

(利用場所及び利用時間)

第3条 無線LANを利用することができる場所及び時間は、次のとおりとする。ただし、組合が必要と認めたときは、利用者に事前に通知することなく、利用場所及び利用時間を変更することができる。

利用場所：能代山本広域市町村圏組合能代山本スポーツリゾートセンター（以下「センター」という。）ロビー、レストラン、トレーニングルーム、宿泊棟

利用時間：開館時間内、但し、宿泊棟については終日

(利用料金)

第4条 無線LANの利用料金は無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

(利用者の要件)

第5条 利用者は、個人とし、法人等による組織的な利用は認めない。ただし、組合が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(遵守事項等)

第6条 無線LANに接続するパソコン等（Wi-Fi 機器を含む。以下同じ。）は、利用者が準備するものとする。

2 利用者が利用するパソコン等及びその付属機器等に供給する電源は、利用者が準備するものとする。

3 利用者は、無線LANの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令を遵守しなければならない。

4 利用者はこの規約に同意の上、無線LANに接続したときに表示されるWebブラウザに必要事項を入力し、利用の申込みを行うものとする。

(利用の停止)

第7条 組合は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止することができる。

(1) 次条第1項各号に掲げる事項に該当する行為を行った場合

(2) 前号に掲げる場合ほか、この規約の規定に違反した場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、利用者として不適切であると組合が判断した場合

(禁止事項)

第8条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の利用者、第三者若しくは組合の財産、プライバシー権、著作権その他の権利を侵害し、又は侵害するおそれのある行為
- (2) 前号に掲げる行為のほか、他の利用者若しくは組合に不利益又は損害を与える行為
- (3) 組合又は第三者を誹謗中傷する行為
- (4) 公序良俗に反し、若しくは反するおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
- (5) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為又は結び付くおそれのある行為
- (6) 選挙運動その他これに類する行為
- (7) 宗教または政治に関する行為
- (8) 性風俗に関する行為
- (9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、無線LANを通じ、又は無線LANに関連して使用する行為又は提供する行為
- (10) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数のものに大量のメールを送信する行為

2 前項各号に掲げる行為を行った利用者が組合、利用者本人及び第三者に損害を生じさせた場合は、当該利用者は、無線LANの利用後であっても、全ての法的責任を負うものとし、組合は、一切の責任を負わないものとする。

(運用の中止)

第9条 組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無線LANの運用を中止できるものとする。

- (1) 無線LANのシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、無線LANの運用が通常どおりできなくなった場合
- (3) 無線LANのシステムに係る設備の障害、ネットワークの障害その他やむを得ない事由がある場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、組合が無線LANの運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合

(免責事項)

第10条 組合は、無線LANのサービスの内容、利用者が無線LANを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

2 無線LANのサービスの提供、遅滞、変更、中止若しくは廃止、無線LANサービスを通じて登録、提供若しくは収集された利用者の情報の消失、利用者の無線LAN接続可能機器のコンピュータウイルス感染等による被害又はデータの破損、漏洩その他無線LANに関連して発生した利用者の損害にいて、組合は一切責任を負わないものとする。

3 無線LANへの接続に係る利用者の機器の設定は利用者が行うものとする。この場合において、LAN接続可能機器の種類、基本ソフトウェアソフト、Webブラウザ

等によって、無線LANを利用できない場合があっても、組合は一切責任を負わないものとする。

4 利用者が公衆無線LANを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、組合は一切の責任を負わないものとする。

5 組合は、無線LANの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定のWebサイトへの接続を制限すること等ができるものとする。

(本規約の変更)

第11条 組合は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和3年10月5日から施行する。